平成 27 消安第 6281 号 平成 27 生産第 2916 号 平成 28 年 4 月 1 日 消費・安全局長通知 生 産 局 長 通 知

第1 趣旨

農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業(以下「本事業」という。)の実施に当たっては、農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業実施要綱(平成28年4月1日付け27政第398号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

第2 事業の内容

本事業は、次の1又は2に掲げるものを行うこととする。

1 ドローン等小型無人機に関する安全性確保策の検討

ドローン等小型無人機(以下「小型無人機」という。)に関する安全性確保策の検討のため、次に掲げるものを行うこととする。

また、(2)のアの実施に当たっては、既存又は開発中の小型無人機の機体・撒布装置を対象とし、機体・散布装置の製造業者との連携を広く求めることとする。

- (1) 事業検討委員会の設置等
 - (2)~(6)において実施する内容の検討等を目的とした、学識経験者、 行政機関、試験研究機関、機器製造業者、農林漁業者等を招へいして行う検討 委員会を設置・開催する。
- (2) 安全性確保策の検討に向けた調査等
 - ア 小型無人機のローター数、散布装置の方式等の組み合わせを変えた機体・ 散布装置を用いて、農薬の落下分散状況等を調査する。
 - イ アで用いる機体・散布装置について、数値流体力学等を用いた小型無人機 による農薬の落下分散状況等のシミュレーションモデルを構築する。
- (3)調査データの分析・評価
 - (2)の調査結果を基に、農薬等の均一散布に適し、飛散(ドリフト)が発生しにくい機体・散布装置、散布方法(飛行速度、飛行高度、飛行の間隔等)の分析・評価を行う。
- (4) ロボット技術の改良・設計
 - (3)の分析・評価の結果に基づき、必要に応じて安全性を高めるための機体・散布装置の改良・設計(横風に対する安定性の強化、散布の精度向上等)に関する検討を行う。
- (5) 安全性確保策の検討
 - (3) や(4) で実施した調査データの分析・評価等の結果に基づく、 現行の運行基準等の妥当性の検証、農薬等の散布に関する今後の課題の検 討を行う。

- (6) 成果の報告及び普及
 - (1)~(5)の成果に関する報告書等を作成・公表する。
- 2 ロボット農機に関する安全性確保策の検討

農林水産省が策定する「ロボット農機に関する安全性確保ガイドライン(案)」 (以下「ガイドライン案」という。)の有効性の検証等を実施するため、次に掲 げるものを行うこととし、(1)、(2)のア及びイ、(3)、(5)並びに(6) については必ず行うこととする。

- (1) 事業検討委員会の設置等
 - (2)~(6)において実施する内容の検討等を目的とした、学識経験者、 行政機関、試験研究機関、機器製造業者、農林漁業者等を招へいして行う検討 委員会を設置・開催する。
- (2) 安全性確保策の検討に向けた調査等
 - ア ガイドライン案に基づくロボット農機のリスクアセスメント等の実施、及び必要なリスク低減措置等の検討、生産現場での実証等による有効性の検証に必要なデータを取得する。
 - イ ガイドライン案に基づくロボット農機の使用者に対する訓練について、有効な内容の検討と、生産現場での実証等による訓練の有効性の検証に必要なデータを取得する。
 - ウ 第三者の接近を感知してロボット農機を自動停止させる装置等の導入 と、生産現場での実証等による有効性の検証に必要なデータを取得する。
 - エ ロボット農機のほ場間移動に関する技術的課題、安全性の課題の検討、 生産現場での実証等による安全性の検証に必要なデータを取得する(無 人状態での公道走行は行わない等、関係法令等を遵守して実施すること に留意)。
- (3)調査データの分析・評価
 - (2)で得られたデータに基づく、リスクアセスメント及びリスク低減措置等の妥当性、使用者に行う訓練の有効性、自動停止装置の有効性等について検証及び評価を行う(評価結果に基づき、必要に応じて(2)と(3)を反復して実施)。
- (4) ロボット技術の改良・設計
 - (2) ウで調査した自動停止装置等について(3) の評価に基づき改良する。
- (5) 安全性確保策の検討
 - (2)の安全性調査の結果等に基づく、ガイドライン案の妥当性の確認、内容修正の必要性の検証、ロボット農機の使用に関する将来的課題の検討を実施する。
- (6) 成果の報告及び普及
 - (1)~(5)の成果に関する報告書及びパンフレットを作成・公表する。

第3 事業実施主体

要綱第3の本事業の事業実施主体は、リスクアセスメントや保護方策の検討、リスク低減措置の実施等、各実施項目についての専門性を有する者で、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社

団法人、一般財団法人、企業組合、事業協同組合、技術研究組合、国立大学法人、 公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、地方独立行 政法人又は以下に掲げる全ての要件を満たす事業化共同体(コンソーシアム)

- (1)上に掲げる者(事業化共同体(コンソーシアム)を除く。)を構成員とし、 これらのうちのいずれかが代表団体として選定されていること。
- (2) 代表団体が、本事業に係る補助金交付の全ての手続等を担うこと。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に係る規約等を明確に定めるほか、 一つの手続に複数の者が関与するなど、事務手続に係る不正を防止する体制が 整備されていること。

第4 補助対象経費

本事業において補助対象となる経費は、別紙1に掲げる経費に限る。

第5 補助率

補助率は定額とする。

第6 事業実施計画

- 1 事業計画の作成等
- (1)事業実施に当たり、事業実施主体は要綱第5の1に基づき別記様式第1号により事業実施計画を作成するとともに、消費・安全局長等に提出してその承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施計画は、別に定める公募要領に基づき提出された事業実施計画をもってこれに代えることができる。
- 2 事業実施計画の重要な変更

要綱第5の2の消費・安全局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 事業費の30%を超える増減
- (5) 国庫補助金の増加又は30%を超える減少
- 3 事業実施計画の承認

消費・安全局長等は、事業実施計画の承認を行った場合には、当該事業実施主体に対し、別記様式第2号により承認した旨を通知するものとする。

- 4 成果目標
- (1)要綱第4の2の消費・安全局長等が別に定める成果目標は、事業内容に応じて適切な指標を設定することとする。
- (2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。
- 5 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 6 条第 1 項に基づく交付決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

6 管理運営

消費・安全局長等は、関係書類の整備等において、適切な措置を講じるよう、

事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第7 事業の評価

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施主体自らが行う事業評価及びその報告は、別記様式第3号により行い、事業完了年度の翌年度7月までに消費・安全局長等に報告するものとする。
- 2 要綱第6の2に基づく消費・安全局長等による評価は、要綱第6の1に規定する事業実施主体の事業評価が、成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組状況に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、必要に応じて、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 消費・安全局長は、要綱第6の1により提出を受けた事業評価報告書の内容について、関係部局及び外部の有識者で構成する検討会を開催し、別記様式第4号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価報告書の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめるものとする。

第8 事業収支状況の報告

事業実施主体は、事業に係る企業化、本事業に係る特許権等(特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利をいう。以下同じ。)の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が発生した場合には、補助事業の実施期間中の各事業年度終了後及び事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別記様式第5号により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に消費・安全局長等に提出するものとする。

第9 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用 する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補 助金の額を限度として、以下により算定した額を国庫に納付するものとする。
- (1) 本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額=(収益の累計額-補助事業の自己負担額)×(補助金総額/企業化 に係る総費用)×企業化利用割合-前年度までの納付額

- ア 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。
- イ 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額 及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。
- ウ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の 成果物の製造原価の割合をいう。
- (2) 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

納付額=(収益の累計額-補助事業の自己負担額)×(補助金総額/補助事業に関連して支出された改良費総額)-前年度までの納付額

- ア 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。
- イ 式中の「補助事業に関連して支出された改良費総額」とは、補助金総額、 補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外 の改良費の合計額をいう。
- 2 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降の5年間とする。
- 3 収益納付の期限は、消費・安全局長等が納付を命じた日から20日以内とする。

第10 不正行為等に対する措置

消費・安全局長等は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する事実関係及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

附則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 補助対象経費 事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

	費目	細目	大の負責ことに登座することと 内容	注意点
1.	直接経費			
	口田 口田		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費	・りこる。・のて設っ原る・でる意品っ・用管変をに、上いる。・のなりのでは、対した。のでは、対した、対した。のでは、対した。のでは、対した、対した、対した、対した、対した、対した、対した、対した、対した、対した
事	業費	会場借料費	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・切手は物品受払簿で管
		通信運搬 費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	理すること。
		借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等 の借上げ経費	
		印刷製本費	事業を実施するために直接必 要な資料等の印刷費の経費	
		資料購入 費	事業を実施するために直接必 要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、 広く一般に定期購読さ れているものを除く。
		改良費	事業を実施するために直接必要な装置等の改良に要する経費・装置等の部品の調達・製造にか	・改良のための仕様変更 経費に限る。・部品、設計費等は物品 受払簿で管理すること。

Г			
		かる経費、設計費等	・謝金、人件費の単価の
		・謝金、人件費、旅費	設定根拠となる資料を 添付すること。
			・事業実施主体に従事す
			る者に対する謝金は認
			めない。
			・人件費については、事
			業を実施する事業実施
			主体が当該事業に直接 従事する者に対して支
			払う実働に応じた対価
			(給与その他手当)とす
			る。
	消耗品費	事業を実施するために直接必	・消耗品費は物品受払簿
		要な以下の経費	で管理すること。
		・短期間(事業実施期間内)又は	
		一度の使用によって消費され、	
		その効用を失う少額(3万円未	
		満)な物品の経費	
		・CD-ROM等の少額(3万円未満)	
		な記録媒体	
		・試験等に用いる少額(3万円未	
		満)な器具等	
	資材費	事業を実施するために直接必	
		要な種子・苗、肥料等の資材にか	
		かる経費	
	環境整備	事業を実施するために直接必	・取得単価が50万円以上
	費	要な無人区の製造請負工事費等	の工事費については、見
		の環境整備費	積り(該当する工事を1 社しか取り扱っていな
			い場合を除き、原則3社
			以上)を徴収すること。
	保険料	事業を実施するために直接必	
		要な、生産現場における安全性調	
		を操作する者に対する保険料	
	情報発信	事業を実施するために直接必	
	費	要な新聞広告費等の情報発信に	
		要する経費	
<u> </u>	1	1	

旅費	禾昌华坎	車業な宝塩ナスをみに古塩ツ	
	委員等旅 費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術的指導	
	其		
		等を行うための旅費として、依頼した東門宮にまれる奴弗	
	细木长曲	した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業を実施するために直接必要な事業を実施するために直接必要な事業を表する。	
		要な事業実施主体が行う資料収	
		集、各種調査、打合せ、成果発表	
	本 四日#	等の実施に必要な経費	
	専門員旅	事業を実施するために直接必要な事業を実施するために直接必要なる。	
	費	要な事業実施主体が行う資料収	
		集、各種調査、打合せ等を行うた	
		めの旅費として、依頼した専門員	
=41. ^		に支払う経費	・謝金の単価の設定根拠
謝金		事業を実施するために直接必要なる。	となる資料を添付する
		要な資料整理、補助、専門的知識	ر الماري الم
		の提供、資料の収集等について協	・事業実施主体に従事す
		力を得た人に対する謝礼に必要	る者に対する謝金は認
		な経費	めない。
人件費		事業実施主体が当該事業に直	・人件費の単価の設定根 拠となる資料を添付す
		接従事する者に対して支払う実	ること。
		働に応じた対価(給与その他手当	- 0
			- 禾紅大年らに収む。ア
委託費		本事業の交付目的たる事業の	・委託を行うに当たって は、第三者に委託するこ
		一部分(例えば、事業の成果の一	とが必要かつ合理的・効
		部を構成する調査の実施、取りま	果的な業務に限り実施
		とめ等)を他の者(応募団体が民	できるものとする。
		間企業の場合、自社を含む。)に	・補助金の額の50%未満
		委託するために必要な経費	とすること。 ・事業そのもの又は事業
			の根幹を成す業務の委
			託は認めない。
			民間企業内部で社内発
			注を行う場合は、利潤を
			除外した実費弁済の経
/ 小 数 #		東光な字伝子フをみに声控り	費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要であり、かつ。それだけでは木	
		要であり、かつ、それだけでは本	
		事業の成果としては成り立たな	

		い分析、試験、加工等を専ら行う 経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必 要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必 要な委託の契約書に貼付する印 紙の経費	
2. 一般管理		事業を実施するために必要 であるが、当該事業に要した経 費として抽出・特定が困難な光 熱水料、燃料費、電話回線使用 料等の経費	

- 1. 人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
- (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- (2)補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)~(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1)事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)

2 利益等排除の方法

- (1) 事業実施主体の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難い場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に 対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出 するものとする。